

○平塚市勤労会館の設置及び管理等に関する条例施行規則

昭和55年6月14日

規則第35号

改正 昭和60年9月30日規則第31号

平成元年6月1日規則第33号

平成2年12月28日規則第45号

平成4年3月31日規則第22号

平成10年3月31日規則第27号

平成20年7月31日規則第62号

(趣旨)

第1条 この規則は、平塚市勤労会館の設置及び管理等に関する条例（昭和55年条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の公募の公表)

第2条 市長は、指定管理者を公募するときは、あらかじめ、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 指定管理者を公募する施設の名称及び所在地
- (2) 指定管理者の指定の基準及び期間
- (3) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (4) その他必要な事項

(指定管理者の指定の申請)

第3条 条例第4条第2項の規定による申請は、指定管理者指定申請書（様式）により行わなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 定款又はこれに準ずる書類及び法人にあつては、当該法人の登記事項証明書
- (3) 市長が指定する事業年度の事業計画書及び収支予算書並びに事業報告書及び収支決算書
- (4) 平塚市勤労会館（以下「勤労会館」という。）に関する業務の収支予算書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(協定の締結)

第4条 指定管理者の指定を受けたものは、市長と勤労会館の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 利用の承認及び取消しに関する事項
- (3) 管理に要する費用に関する事項
- (4) 管理を行うに当たって保有する個人情報に関する事項
- (5) 管理業務の報告に関する事項
- (6) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (7) その他市長が必要と認める事項

(利用の申込み)

第5条 条例第9条の規定により勤労会館の利用の承認（以下「利用承認」という。）を受けようとする者は、利用期日の属する月の3月前の月の初日から利用期日前3日までに別に定める申込書を指定管理者に提出しなければならない。ただし、指定管理者が特に認めるときは、この限りでない。

(利用承認)

第6条 指定管理者は、前条の申込書を受けたときは、その利用目的及び内容を検討し、適当と認めるものには、別に定める承認書を交付するものとする。

(利用の取消しの届出等)

第7条 利用承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、当該利用を取り消そうとするときは、遅滞なく別に定める届書に前条の規定により交付された承認書を添えて指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の届書を受けたときは、その取消理由を検討し、正当な理由があると認めるものには、別に定める承認書を交付するものとする。

(利用の取消し及び停止の通知)

第8条 指定管理者は、条例第14条の規定により利用承認を取り消し、又はその利用を停止する場合は、別に定める通知書を直ちに交付するものとする。

(特別の設備)

第9条 勤労会館を利用する場合において特別の設備を設け、又は既存の設備を変更しようとする者は、その設備又は変更の内容を記載した仕様書を指定管理者に提出する第5条の申込書に添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があつたときは、その設置又は変更の目的及び内容を検討し、その適否を決定し、その旨を指定管理者が交付する第6条の承認書に記載するものとする。
(責任者の配置)

第10条 大会議室の利用者は、当該利用に際し、勤労会館内外の秩序を維持するために必要な責任者を定め、あらかじめ指定管理者に届け出なければならない。ただし、指定管理者が特に認めるときは、この限りでない。
(破損・滅失届)

第11条 入館者は、勤労会館の施設及び附属設備その他器具等を破損し、又は滅失したときは、直ちにその旨を市長に届け出てその指示を受けなければならない。
(利用後の点検)

第12条 利用者は、勤労会館の利用を終了したときは、直ちに係員にその旨を告げ、必要によりその点検を受けなければならない。
(使用料の減免)

第13条 条例第21条の規定に基づく使用料の減額又は免除は、次の各号に定めるところによる。
(1) 本市が直接利用するとき。 免除

(2) 本市が後援し、又は協賛して行う行事に利用するとき。 5割

2 前項各号に掲げる場合のほか、市長が特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。
(使用料の減免申請)

第14条 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、減額又は免除の理由を証する書類を指定管理者に提出する第5条の申込書に添えて市長に申請しなければならない。ただし、市長が特に必要がないと認めたときは、この限りでない。
(使用料の還付)

第15条 市長は、指定管理者が第7条第2項の承認書又は第8条の通知書を交付したときは、使用料の還付について必要な手続をとるものとする。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、昭和55年7月1日から施行する。

附 則 (昭和60年9月30日規則第31号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年6月1日規則第33号)

この規則は、平成元年6月4日から施行する。

附 則 (平成2年12月28日規則第45号)

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成4年3月31日規則第22号)

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年3月31日規則第27号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年7月31日規則第62号)

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、次に掲げる改正規定並びに次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(1) 第2条及び第3条の改正規定

(2) 第4条本文中「第3条」を「第9条」に、「利用期日前3月から3日までに勤労会館利用申込書(第1号様式)を市長」を「利用期日の属する月の3月前の月の初日から利用期日前3日までに別に定める申込書を指定管理者」に改め、同条ただし書中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第5条とし、第3条の次に1条を加える改正規定(同条を第5条とし、第3条の次に1条を加える部分に限る。)

(3) 第2号様式から第5号様式までを削り、第1号様式を改める改正規定(第1号様式を改める部分に限る。)

(経過措置)

2 改正前の第2条及び第3条の規定並びに第1号様式は、この規則の施行の日の前日ま

での間は、なおその効力を有する。

- 3 改正後の第3条第2項第2号の規定の施行の日から平成20年11月30日までの間における同号の規定の適用については、同号中「又はこれに」とあるのは、「寄附行為その他これらに」とする。

様式(第3条関係)

指定管理者指定申請書

年 月 日

(提出先)

平塚市長

所在地.....

申請者 団体名.....

代表者氏名.....

平塚市勤労会館の設置及び管理等に関する条例第4条第2項の規定により、平塚市勤労会館の指定管理者の指定を受けたいので申請します。

様式（第3条関係）